

基本計画部会第 3 W G の検討結果について（報告）

基本計画部会第3ワーキンググループ意見書

平成22年8月20日

第3ワーキンググループ座長 廣松 毅

平成21年度統計法施行状況報告のうち、統計データの二次的利用等の府省横断的事項について検討した結果は以下のとおりである。

1 検討内容

(1) 統計データの二次的利用等の府省横断的事項のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の2点とした。

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供について

統計職員等の人材の育成・確保について

(2) 各課題については、関係府省に対するヒアリング等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況を踏まえた改善点などの論点を抽出し、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

2 意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記1-(1)の2点について意見書を取りまとめることとした(詳細は別添1及び2参照)。

なお、別添2については、平成21年度の施行状況を踏まえ、平成22年度から計画されている措置方策への提案として取りまとめたものである。

(別添1)

1. 意見の対象とした施策

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用) 調査票情報の提供について

2. 施策の施行状況

- (1) 平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は、法人企業景気予測調査(内閣府と財務省の共管) 国勢調査(総務省) 学校基本調査(文部科学省) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省) 農林業センサス、漁業センサス(以上農林水産省)の6調査であり、提供件数は4件であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査(以上いずれも総務省)の4調査であり、提供件数は20件であった。
- (2) さらに、平成21年度中に、国の行政機関が、統計法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54件であった。

3. 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

- (1) 二次的利用は、新統計法の施行に伴い平成21年度から開始されたものの、利用件数の実績については24件にとどまっている。この理由としては以下が挙げられる。
- ・二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない。また、提供されているデータの対象期間も限られており、平成21年度末にサービスが開始された統計調査もある。一方、総務省が行っている統計ニーズに関するアンケートの結果によると、二次的利用が可能な統計調査以外の統計調査に対しても、今後早期のサービス開始を求めるニーズが存在している。
 - ・さらに、同アンケートの結果によると、二次的利用のサービスの開始や制度内容を知る者が約四分の一にとどまっており、潜在的な利用者に制度が十分認知されていない。
 - ・また、統計ニーズに関するアンケート結果によると、利用目的の拡大に対するニーズが寄せられている一方、実際に利用できる目的が現在は学術研究目的又は高等教育目的等に限定されている。
- (2) 統計法第33条に基づく調査票情報の利用については、厳格な運用が必要であるが、手続が煩雑で時間がかかるため、手続の円滑化を求める声がある。

4. 取り組むべき統計整備の方向性

- (1) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。
- ・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。

また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。

- ・ 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
 - ・ 各府省は、二次的利用に対する制度、手続き、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。
 - ・ 各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。
- (2) 各府省は、統計法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に統計法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

(別添2)

1. 意見の対象とした施策

統計職員等の人材の育成・確保について

2. 施策の施行状況

(1) 中核的職員の計画的な育成・確保については、各府省でそれぞれ状況が異なるが、概ね以下のような取組が行われている。

- ・ 統計調査や統計分析業務に必要な研修
- ・ 統計の利用部局と作成部局間の人事異動を通じた人材の育成
- ・ 他府省の統計関係課との人事交流

また、一部の府省では、大学等の研究機関との人事交流も実施されている。

(2) 国際統計分野で活躍できる職員の養成についても、各府省で取組は異なるが、職員の英語研修とともに、国際機関や開発途上国等への専門家派遣、国連やOECD等の国際統計関係会議への出席が実施されている。

3. 施策の施行状況を取り巻く現状と課題

(1) 統計職員の育成に関しては、2、3年周期で全省的に人事異動させることが通例となっている中で、各府省はOJTや集合研修の実施、政策部局や他府省統計部局との人事交流などの取組に努めているところである。しかしながら、統計の品質を維持し、統計の国際的な舞台で議論をリードできるような、統計や政策分析などの専門性を備えた人材の育成・確保に当たっては、各府省の個々の取組には限界があり、政府横断的な取組が重要となっている。

(2) 統計職員の専門性の向上のためには、学会や大学等の知見を活用することが重要であるが、現在は統計職員と学界との交流は限定的であり、また、学界においても公的統計分野の若手研究者は必ずしも多いとは言えない状況にある。今後、学会等との連携を強化し、統計職員の育成とともに、学界における公的統計への理解と協力を得ることも重要である。

(3) また、現在、各府省は、必要に応じてセミナーや研究会ごとに研究者の参加を求めているが、これらの情報も、必ずしも共有されているわけではない。長期的な意味での人材育成、統計の質の向上の観点からは、各府省が開催しているセミナー・研究会などの開催情報をオープンにし、広く研究者や各府省職員の参加を可能とするとともに、その結果についても共有できるような仕組みを構築することが必要である。

4. 取り組むべき統計整備の方向性

総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を平成22年度から実施することとされている。また、各府省は、大学及び大学院の

講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を平成 22 年度から実施することとされている。この取組、特に中核的職員の育成に当たっては、上記 3 の現状を踏まえ、以下のような方策も含めて検討を進める必要がある。

統計の国際的な標準化などへの対応能力向上にも資するよう、政府横断的な研修機能の活用など、政府全体として統計職員の専門性向上に取り組むこと
政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること

高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること（例えば、留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいすることなどを通じた職員との共同研究の実施、研修内容への大学及び大学院の講義の活用など）

他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に他府省の職員や一般の研究者が参加する機会を可能な限り提供し、相互の交流の促進を図ること

基本計画部会第3ワーキンググループ（第1回） 議事概要

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 8 日（木）10：00～11：15
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室
- 3 出 席 者
 - 【委員】
廣松委員（座長）、安部委員、山本委員
 - 【府省・地方公共団体等】
総務省統計局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、環境省総合環境政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部
 - 【事務局】
乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐、上田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官補佐
- 4 議事次第（1）第3ワーキンググループの検討の進め方について
（2）第3ワーキンググループの検討事項について
（3）その他
- 5 議事概要
冒頭、廣松座長から挨拶及び第3ワーキンググループの所属メンバーの紹介が行われた後、議事が進められた。
 - （1）第3ワーキンググループの検討の進め方について
事務局から、資料1に基づき「統計法施行状況報告に関する審議の進め方」について、資料2に基づき「ワーキンググループの運営」について、資料3に基づき「第3ワーキンググループ会合のスケジュール」について説明が行われた。
 - （2）第3ワーキンググループの検討事項について
事務局から、資料4に基づき委員から事前提出された意見について説明の後、廣松座長から、事前提出された意見を整理した座長メモを提示し、座長メモを基にヒアリングの対象事項について選定を行った。主な意見は次の通り。
 - ・ 法 33 条 2 項による調査票情報の提供件数は、匿名データの提供やオーダーメイド集計の利用件数の倍近くあり、また、統計法の改正後は利便性が向上しておりニーズも高い。法 33 条についての課題を洗い出すことも重要ではないか。また、法 33 条の実績内訳を踏まえてヒアリングを行いたい。法 33 条については、座長案の 1（3）でヒアリング項目として取り上げている。

- ・ 行政記録の活用の議論について、各WGの関係はどのようになっているのか。
第1WG、第2WGにおいて具体的な事項が扱われるが、議論の内容は本WGも含め委員全体で共有することとしたい。
- ・ 人材育成について、学界との交流・連携等がこれまでどのような形で行われてきたのかという実績も把握したほうがよい。
- ・ 座長メモにある「国際統計分野での活躍」の意味するところは何か。
国際機関での活動を含め、統計に関する国際的な対応に関する内容のことである。
- ・ 基本計画の本文と別表の関係については、基本計画の理念に基づいて5年間を目途として実現可能な工程表としてまとめたものが別表であり、基本計画の遂行をあらわしたものだ。今後数年たって、別表とは異なる対応の必要性が出てきた場合は、基本計画部会等で検討すべき。
- ・ 基本計画と参考2との関係については、基本計画は閣議決定されており、統計委員会が自由に変更できるものではない。政治状況を含めた社会状況の変化によって統計委員会に対して検討要請や意見が出されたときには、それに答えていくということが必要であり、昨今の「統合プラン」の提示等に対する対応などの喫緊の課題について委員会としての考え方を整理したものが参考2である。
- ・ 基本計画には5年間の平均の統計予算の総額が記載されている。この総額は個々の統計予算の積み上げだと思うが、個々の予算の把握等について、公表されているもので不十分な場合などは事務局等に照会したい。

委員からの意見を踏まえ、座長案のとおり、匿名データ・オーダーメイド集計、調査票情報の提供について 中核的職員の計画的な育成・確保の推進についての2つをヒアリング事項とし、それ以外の事項については、書面で回答を求めることで了承された。

(3) その他

審議協力者として、公的統計の二次利用のサテライト機関の関係者の参画について検討することとされた。その際の主な意見は以下のとおり。

- ・ 二次利用については、改正統計法施行前に一橋大学を通じた試行的提供が行われており、その際のユーザーからの意見についても伺うことができるのではないかと。

次回の会合は7月22日(木)15時から開催される予定。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >

基本計画部会第3ワーキンググループ(第2回) 議事概要

1 日 時 平成22年7月22日(木) 15:00~17:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員(座長)、安部委員、山本委員

【審議協力者】

安田聖 一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授

【府省・地方公共団体等】

総務省政策統括官(統計基準担当)、総務省統計局、財務省財務総合政策研究所調査統計部、国税庁長官官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐

4 議事次第 (1) 各府省ヒアリング等による報告内容の確認

- ・匿名データ・オーダーメイド集計(二次的利用) 調査票情報の提供について
 - 二次的利用の開始に向けた検討状況について
 - 二次的利用の提供実績について
 - 二次的利用、調査票情報の提供に係る制度・手続について

(2) その他

5 議事概要

ヒアリングに先立ち、事務局から、資料1、資料2に基づき、前回会議で決定されたヒアリング事項及び書面回答事項について説明が行われた。

(1) 各府省ヒアリング等による報告内容の確認

二次的利用の開始に向けた検討状況について

総務省政策統括官室から、資料3-1に基づいて説明が行われ、それに引き続いて基幹統計調査を所管している総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省から、資料3-2に基づき説明が行われた。

その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- ニーズアンケートの結果をみると、匿名データ・オーダーメイド集計といった二次的利用のサービスの開始を「知らなかった」との回答が約四分之三を占めているが、これまでどのようにアナウンスを行ってきたのか。

広報経費の面からは難しいところがあるが、ホームページへの掲載のほか、職員を関係学会等に派遣しチラシの配布を行うなど周知に努めている。また、学会がメールマガジンを発行している場合に、サービスの開始やニーズアンケートを行っている旨を掲載していただき広報を行っている。更には、各省所管の法人が統計関連の雑誌や業界紙を出している場合に、広報掲載を要請し、幾つかの雑誌で対応していただいた例もある。

- 今後の改善策はあるのか。あるいは広報は従来通りで、浸透していくのを待つのか。
引き続きこうした広報活動を進めていくが、新たな方法があればご指導いただきたい。
研究者からのアンケート結果を見ると、サービスを知ったきっかけは、学会等のメーリングリストよりも研究者の友人を通じて知ることの方が多いようである。今後、学界のネットワークを使って広げていきたい。
また、二次的利用を使った研究成果がそろそろ出てくる頃であり、それをテーマにしたシンポジウムを行っている。また、統計センターのホームページに二次的利用の研究例の紹介コーナーを設置した。サービス開始からまだ1年であり、論文として出てきているものは少ないが、今後、研究例を色々な場で紹介していくことで、学界のネットワークを通じた周知が図られるのではないかと考える。
- オーダーメイド集計の場合もCDの返却が必要なのか。また、オーダーメイド集計について、集計された結果の著作権はどのようになっているのか。
CDの返却の必要はない。著作権については、オーダーメイド集計に関するガイドラインにおいて、著作権はオーダーした利用者にあるが、契約の段階で著作権を主張しないという条件での契約締結を推奨している。
- オーダーした側が、自身のホームページ等で、オーダーメイドの結果数値をそのまま掲載することは許されているのか。
学術研究目的等に資するものであれば構わない。例えば、論文のなかでオーダーメイド集計を利用した統計表があって、それをホームページ上に掲載しても構わない。
- 統計法33条の調査票情報の利用について、審査期間はどのように配慮されているのか。利用者からは審査に時間がかかるとの不満の声を聞く。
各省ごとの対応となるが、標準ガイドラインでは、事前相談の期間を入れずに、申出書を受理してから14日以内に審査結果を伝える、としている。
- 審査結果が決まった後に、実際にデータを提供するまでの期間はどうか。
ガイドライン上は、提供する旨を伝えた後、原則として14日以内に申出者に対して提供を行うこととなっている。ただ、実際の事情は様々あると思われる。
- 審査結果が決まってから実際にデータが提供されるまでの期間について、実際にどうなっているか検証することは可能か。
提供している各府省の把握状況によるが、期間について政府全体としての数値は把握していない。
提供まで要した期間について統計として把握はしていないが、実感としてはガイドラインのスケジュール内で行っていると思う。
旧統計法の下では、利用申請をいただいた場合、まず調査実施府省における審査があり、次に総務省政策統括官におけるダブルチェックの審査があり、更に官報公示の手続が必要だった為、研究者の方も時間がかかると感じられたと思う。しかし新統計法になり、調査実施府省における審査のみとスピード

アップされており、利用された方からは、「かなり早くなった」との感想を聞いている。

- ニーズアンケートの要望には回答を行っているのか。
対応状況についてホームページに公表している。
- ユーザーアンケートの結果を見ると、調査のロウデータへのニーズが高いが、この要望への対応はどのように考えているのか。
「法33条の手続きがあり、それを踏まえてご対応ください」との旨回答している。
- ロウデータの提供について、精神としては、今後は問題がなければ緩めるスタンスなのか。
法33条の運用については、我が国は他国と比較してハードルを下げたものと考えており、動かすつもりはない。匿名データやオーダーメイド集計を拡大していく運用がよいと考えている。

- 利用する変数などについて、事後的に変更することは可能なのか。若干の変更の場合の手続はどのように行われるのか。研究はあらかじめ全て想定されるものではなく、研究途中での若干の変更が可能であれば研究は行いやすい。

現在のガイドラインでは、最初に内容を決めて申請していただく。変更がある場合は再度申請をしていただくことになる。ただ、オンサイト利用についてもガイドラインでは記載しており、調査実施者の指定する場所及び機器において利用する場合に申請内容を緩和することを規定している。

法33条の運用は、データを複製したCDを研究者にお渡しする。利用場所はセキュリティが確保された場所であるが、外に出ていく為かなり厳格に考えて行っており、変数も最低限のものしか提供しないということで、事前にリストアップしていただいている。研究していく中で、利用したい変数の追加などがあれば申請内容の変更が申請書を出しなおしていただくことになる。その場合の審査はできるだけ迅速に対応させていただいている。

オンサイト利用については、アメリカセンサス局の例では、ビデオ監視が行われている他、利用結果の持ち出しについても厳格なチェックのなかで実施されている。日本でもそういったシステムが整備されれば可能であるが、現状はそこまでものは持っていない。運用面でクリアすべき点もあり、現時点では、関係者とも協力しながら実現に向けて検討しているところ。

- 提供されたデータを利用できる期間はどの程度か。
法33条に基づく調査票情報の提供についてガイドラインでは1年、匿名データについてガイドラインを踏まえた利用規約では、最大3年。

二次的利用の提供実績について

平成21年度に匿名データ・オーダーメイド集計の実績がある総務省、内閣府・財務省（対象調査が共管であり財務省から説明）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省から、資料3-3に基づき説明が行われ、それに引き続いて安田教授から参考資料3に基づき説明が行われた。

その後、「二次的利用、調査票情報の提供に係る制度・手続面について」の内容も含めて委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 匿名データについて、大学院生、学部学生の利用に関する点が耳にする最大の関心事。金銭的な負担の問題や、学生への指導の行いやすさの問題がある。二次的利用に関する底辺拡大のためにはクラス

単位の使用が想定されるが、現状では負担がある。運用についてこの分野を育てるための検討をして欲しい。

現状の規定の背景を説明すると、新たなサービスの開始であり、どのような利用があるか判らなかつたため、セキュリティの確保の面から利用者の特定が必要であると考えた。料金については、クリアで判り易いものである必要がある。仮にもしも「学生ならばCD1枚を多数で利用できて安価だが、研究者ならばCD1枚につき1人しか利用できないため費用がかかる」となれば、制度として判りにくい面が生じる。

教育向けであれば、レプリカデータの利用も考えられるのではないか。

- 教育用データについては、スワップをかけたデータを個票と定義するのかどうか、あるいは何パーセント以上スワップをかけていれば良い等の見解が出せないか検討して欲しい。現在はロウデータから抜けば個票という定義がされているが検討して欲しい。
- 教育用データについては、技術的な問題も絡むが、匿名データから集計を行った後、その集計表と同じ結果となるようなデータセットを作成することも考えられる。データセットの作成方法は様々考えられる。学会レベルでそのようなデータセット作成の動きがあれば一つの方法であろう。
- 二次的利用のサービスが開始され、色々なご意見があり、まだ道半ばの状況という評価をせざるを得ないが、これから様々な工夫を重ねていくことで、一足飛びとは行かないが、新統計法で二次的利用が認められた理念に近づく形になればと思う。

- 資料3-1のニーズアンケートの資料の中で、ユーザーからの意見として、大学院生の博士論文の執筆には利用できない旨の記述があるが、これは事実誤認か。

事実誤認である。この資料については、ユーザーの意見をそのままの形で紹介させていただいた。

- オーダーメイド集計の利用申請の受付期間がヶ月のものがあるが、今後も受付期間は限られるのか。

業務に支障の無い範囲で提供を行う。本調査は四半期ごとの調査であり、年に4回提供できればよいが、業務をまわしていく上で難しい面がある。年に1回の受付では少ないと感じるところもあり、来年度以降受付期間を拡大することは考えているが、いずれにせよ期間は限らせていただきたい。

今年は提供初年度で、実際にどの程度の業務がまわせるか実務的に判らないため、今年は12月のヶ月を受付期間としている。来年度以降は別途検討したい。

- オーダーメイド集計の対象となっている調査について、調査年は比較的新しいものだが、古い調査年への対象拡大の可能性はあるのか。

古い調査年に遡ることについても、余裕があれば順次取り組みたい。

まずは新しい調査年への対応を優先する。平成18年以前への遡りは検討していないが、要望が多ければ検討する。

- 古い調査年への拡大はどの程度過去のものまで対応可能か。また、過去に遡る場合は長期的なトレンドを知りたいニーズもあり、例えば5年おきの調査年で対応することも考えられる。

あまりに古い調査年については、電子データが揃っていないかという物理的制限もあり得る。また、移行作業に係るリソース的な問題もある。過去の対象年については、より新しい年度から順次と考えていたところではあるが、いただいたご意見も参考にし省内の有識者検討会で検討して対象年を決定していきたい。

要望があれば検討したい。電子データはあると思う。

- 提供期間について、匿名データは3年とのことだが、論文査読のために3年以上の利用が必要になる場合もあると思うが。
その場合の手続は延長申請ではなく再申請を行うことになる。
- 二次的利用によってデータ提供を受ける研究者側の責任も考えるべきである。匿名データ・オーダーメイド集計が可能になったのは、統計ユーザーに対する信頼が根本にあり前提となっている。利用者側の要求に伴う責任も考えるべきであろう。利用者側に、学会等の場を通じて利用規定や倫理規定を作成する必要があるという雰囲気醸成していくことが必要。
- オーダーメイド集計について現時点では学術研究、高等教育目的以外の利用を認めていないが、民間のシンクタンク等からもデータ提供を希望するニーズもある。また匿名データについては、中等教育の教材としての利用なども考えるべき点としてある。提供するデータの質とともに、利用者の範囲の拡大も考えていく必要があるのではないかと。
- 利用者からのニーズと、各府省が提供、検討されている調査がマッチしているのか検証が必要。ニーズの高いものを各府省で対応して欲しい。
ニーズアンケートは貴重な声であり、ニーズの高い労働力調査、家計調査の匿名データ化を検討している。
- 利用者からの聞く強いニーズとして、研究途中の結果の持ち出しが認められなくても構わないので、海外並に利用申請内容の事後変更が可能となるようオンサイト利用の運用を進めて欲しい。
基本計画にもオンサイト施設の検討の旨が書かれており、各府省とも協力して検討していきたい。
- オンサイト利用については、大学関係者の場合でいえば、入試問題の情報管理と同等の心構え、厳格さを持っていただかなければいけない。

(2) その他

今回の会合は7月27日(火)13時から開催される予定。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >

基本計画部会第3ワーキンググループ(第3回) 議事概要

1 日 時 平成22年7月27日(火) 13:00~15:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員(座長)、安部委員、宇賀委員、樋口委員、山本委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、内閣府経済社会総合研究所、総務省政策統括官(統計基準担当)、総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐、上田総務省政策統括官(統計基準担当)管理官補佐

4 議事次第 (1)各府省ヒアリング等による報告内容の確認

・中核的職員の計画的な育成・確保の推進について

(2)意見作成対象事項について

(3)その他

5 議事概要

ヒアリングに先立ち、事務局から、資料1に基づき、前回会議で決定されたヒアリング事項について説明が行われた。

(1)各府省ヒアリング等による報告内容の確認

統計職員の人材育成について

統計を所管している局または部を有する内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から、資料2-1に基づき説明が行われた。

その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 入省後の研修やOJTが中心とのことだが、公務員試験で統計に関する専門科目を設ける等により入省段階で統計の専門知識を持つ者の採用を行うことの要望はあるか。それとも今のよう形で十分なのか。

入省時に統計の知識を持った人がいるのが望ましいが、日本の大学には統計学部がなく、また、公務員の試験区分も大括りになっており、試験のみで統計に詳しい人を探るのは難しい面がある。ただし、採用時の面接で統計学の知識をどの程度有しているか等を聞きながら採用に役立てている。

- 統計担当職員は、20~25年といった長期間統計部局に在籍、経験することが多いのか。統計担当職

員として採用するのか。

統計担当職員という形で限定して採用しているわけではないが、実感としては、当初統計部局に配属された者はその後長期間統計部局に在籍することが多い。組織の規模が大きいため、中で育てていくことが可能。

統計情報部として採用できる枠がある。また、人事課による採用後の割り振りがあるが、一番難しい点は、統計をやりたいといって入省してくる志望者は少ないということ。また、最近では定員削減が厳しく、若年の職員が非常に少なくなっている。その中でどのように統計職員を育てるかという難しさがある。色々な部署に配置をしながら、統計の重要性も教えながら育てている状況。

最初に統計組織に配属をされると統計の分野に携わることが多い。最近では、現場に近いことを活かして、統計マンから農政マンにとすることで、例えば戸別所得補償の業務や農政のPRにも携わってもらっている。統計以外の農政の研修も受けてもらっており、他部局との交流も積極的に進めて、幅広い知識をつけてもらうという形に移行してきている。

20年、30年の方がいるかということであれば、現在在籍している年配の方々は、ほとんどそのくらいの年数の経験者の方々である。連続して統計をやっているかということ、途中途中の段階で他部局との連携はある。産業統計を行う上でも、政策立案サイド、業種担当サイドと交流することで、「業」の実態を知るとともに、統計を使ってどうやって政策を立案していくかということが統計の精度を上げる上でも効果があると考えている。採用者数も減っており、統計を希望する人も多くはないので、若いうちに適性と希望を見極めて専門性を高めていく。

- 統計担当職員の方々にどういう能力をどこまで求めるのか。従来は統計学、調査方法、標本抽出法といった点を中心に行われてきたと思うが、現在は政策の評価が非常に重要になってきており、統計をいかに政策に反映させていくかがポイントになってきている。政策部局との人事交流という形だけでなく、統計担当職員には評価方法の能力も求められている。そうした能力がどこまで体系的に養成できているのか。

最近、統計の分析手法も高度化している。ただ、職員全員に必要なかということ、ある程度、数学的、経済学的素養を持った人に知識を与えていくことが重要と考えている。研究分析担当の係ではマイクロデータを用いた回帰分析などを行っており、統計研修所では外部の研究者との共同研究を行っている。そのような機会を活かしながら、知識を与えていく。

- 研究分析担当の全体に占める割合はおおよそどの程度か。

一つの課室あたり1ライン、数名くらい。

従前、分析等は数学職の職員に主に頼っていた。定員削減の中で業務処理の外注化があり、職員自らはもう少し高度な分析を行う流れになってきている。このため、SAS等のツールの研修にも義務的に職員を参加させ、能力を高めたいと考えている。

統計表を作成して提供するだけでなく、より利活用していただく観点で加工分析を付して提供することが重要と考えている。ただ、現在の状況の中でどこまでできるかは課題。人数的には加工分析できる者は多くない。今後の重要な課題と認識をしている。

加工統計のIIPやIOを扱う統計解析室の中に1つのラインがあって、その中で定期的にいろいろな分析を行っている。人数的には5~6名でそれほど多いわけではない。もう一つ、RIETIに大学の先生が来られており、そのような場を使って、出向者も出して共同で作業を進めることで能力を高めている。

SNAは estimate より compile の世界。会計の原則、勘定の体系を理解することが大変。また、使用する各1次統計の特性に関する理解も必要であり、標本理論や指数理論も求められる。さらに季節調整の問題などもあるので、時系列分析の理解も必要であり、非常に広範囲の知見が求められている。一人で全部やるわけではなく、分業体制でやっているが、調査分析は10人未満。新しい動きを如何に取り組んでいくかが課題。一方、推計のフレームが整っているものは、行政の「業」として引き継いで、OJTでやっている。どこまでの能力を求めるのかについては、システムティックには難しいと感じている。例えば、国際標準などは次々に変わっていくので、それにキャッチアップしていくのはハードルが高い。人事課と相談して、その時々々の適材適所の観点から職員の配置を行っている。統計プロパーとしては採用しておらず、人事ローテーションとしては経済企画庁から内閣府となり所掌が広がったこともあり難しい面がある。

学界との人材交流、学会との連携について、及び 府省間の人事交流について

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から、資料2-2に基づき説明が行われた。その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 「交流」といった場合に、多くの省ではセミナーや研究会を通じたものが多いが、その場限りで終わることが多いのではないかと。もう少し深く研究者と公的部門の人たちが交流できるようなシステムを作るべき。例えば、共同研究の形で比較的長いスパンで共通のテーマを学ぶことにより、深く知識を吸収することや、人間関係を築くことが重要。また、研究者は公的統計の理解者として重要であり、こうしたシステムを通じて公的統計のサポーターとなるような研究者を育てることが必要。次世代の研究者を育てて欲しい。
- 情報をもっとオープンにして、全体として学界と公的統計部門が接することができるシステムが重要。例えば、ある省の研究会の情報が別の省にも流れるかどうか、ということ。学者を呼んでセミナーなどを行っているときに、情報をお互いで共有し、自由に参加できるシステムであればよいのではないかと。
- 「オープン」という点は重要。次の世代はどうか判らないが、現在の中堅世代では、役所とつながっていることが研究に有利という認識が頭のどこかにある。統計法が改正されてその部分のオープン化が進み喜ばしいが、研究者の世代によっては、そうではないと思っているところもある。そういう意味で「オープン化」は、自身の経験に照らしても非常に大事な視点であり、各府省には進めて欲しい。
- 政策のレベルアップのために統計の活用が求められている。現在、専門的に分析ができる統計職員は多くはなく育成は必要だが、一方で政策部局の職員にもっと統計を知って欲しいとも思う。政策のレベルアップにつながる人材交流が重要。
- もう一つの重要な点として、行政記録情報の活用がある。基本計画において行政記録情報の活用が挙げられているが、人材交流により、行政記録を持っている部局を経験した職員が統計部局に入ることがあると進んでいくのではないかと。
- 府省間人材交流の意義について。二次利用については、法33条の2で申請すると府省間で必要な書類や審査の対応が異なっており、利用者にとってはよいことではない。府省間人材交流を活かした情報交換などを通じて、総務省の運用で使われている、使いやすいものを広めて欲しい。

国際的な分野での人材育成について

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から、資料 2 - 3 に基づき説明が行われた。その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 国際的な人材養成のチェックリストは既に行われているのか。その結果はどうか。
アンケート自体は実施しており、現在整理しているところ。
- 専門性が不十分ではないかという危機感がある。セミナー等で学識経験者から知識を得ても、それに対して反論や咀嚼する能力が必要。例えば、有能な・意欲的な人を修士課程に派遣するなどして専門性を持つ人を育てるべき。
- 各府省で政策の分析・評価を行う人数は限られており、そのために各府省は自前で育成することが難しいということであれば、府省を越えた共通の問題点であり、府省別ではなく政府全体で取組むことや、大学や研究所との連携も考えられる。その場合に「人員が削減されて余裕がない」という答えが出てくるが、多くの民間企業では例えば自己啓発等の形での取扱いが行われていたり、教育訓練助成金等の仕組みがある。そういった仕組み無しに今後も統計の業務を遂行していくことが可能なのか。時代とともに、特に政策との対応関係が非常に密になってくる環境変化の中でどのように考えているのか。

統計研修所において、各府省、地方含めた研修に対応している。最近ではマイクロデータを使った分析が重要になってきているため、その研修コースも設けている。修士課程への派遣に関しては、2年間職員を派遣することは業務遂行上厳しいため、短期の研修がメインになると思う。統計研修所でも短期集中的な講座があるので、そこで最新の知識を習得していきたい。

統計部局と政策評価担当部局が一緒になって、ある年に行う調査を全て、政策的優先度や統計技術的等の観点から評価している。一方、政策の評価については、統計情報部の枠外で行われる。あくまでも統計部局は評価部局に対しデータを提供していくという立場。既に評価部局があり、統計部局内に政策評価を行う部門を独自に持つことは難しい。調査部局としては、今後は、実際に調査を行うだけでなく、高度な分析・加工をして、いいデータを提供して、政策評価に使ってもらうという方向ではないかと感じている。

省内の統計部局から他部局に60名ほど交流している。政策部局に対しこういう統計があると伝えられるし、政策部局のニーズも身近で感じられることができ、こうしたやり方も重要と考えている。各省と同様に、各施策の評価を行う部局がある。定量的な評価が求められてきている。統計データや産業連関表を活用した、例えば技術開発や税制の効果などの検討について、統計部局と政策評価担当部局との間で話し合いを始めたところ。ただ、人員確保の問題があり、シンクタンク等の外部に作業をお願いすることもあると思う。リソースを内部で確保するよりは予算化して対応する方向。SNAはエコノミスト等から計量モデルによる分析に使われるほか、財政分野の面からも注視される中で作成している。政策評価については自前で行うことは難しい。専門性の乏しさや咀嚼する能力の問題については、委員御指摘のとおりと思う。修士課程まで派遣する余裕は難しいが、短期集中で行えばかなり効果が上がるのではないかと。SNAは国際的に議論が進んでいる分野であり、有識者とのタイアップは必要。ヨーロッパは加盟国の統計をいかにして収斂させていくかという明確な問題があり、アメリカはカナダと共に世界の統計をリードしていく戦略があるが、日本は諸外国に比べ強いドライビングフォースがなく、国際的なコミュニティへのコミットメントが弱い。しかし、比較優位のある分野があるので、有識者とともに、我々も専門性を高めながら貢献していくというのが良い戦略ではないか。

- 一般論として、競争がなければ組織は今まで行ってきたことの繰り返しを行うだけになり、人材についても同様。国際的な競争の中においては、専門的な能力を持っていないと協議に乗り遅れてしまう。また、受動的に調査実施や結果提供を行うのではなく、統計が政策の立案から評価までと一体化しなければいけない。統計の重要性が理解されにくい状況の中での人材育成が今問われている。

(2) 意見作成対象事項について

- 教育利用に関する考え方については、政府統計の匿名データ以外にもデータソースがあり、必ずしも政府統計を使わなければならないというものでは無いと思う。
- 教育用データについては、必要とする学会等において作成いただくという考え方もある。

(3) その他

次回の会合は8月16日(月)13時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

基本計画部会第3ワーキンググループ(第4回) 議事概要

1 日 時 平成22年8月16日(月)13:00~14:30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員(座長)、縣委員、安部委員、山本委員

【府省・地方公共団体等】

総務省政策統括官(統計基準担当)、総務省統計局、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐、上田総務省政策統括官(統計基準担当)管理官補佐、森総務省政策統括官(統計基準担当)主査

4 議事次第 (1)基本計画部会第3ワーキンググループの意見書について

(2)その他

5 議事概要

第3ワーキンググループ意見書の審議に先立ち、日本銀行、東京都、大阪府から、前回ヒアリングが行われた人材育成について説明が行われた。その後、質疑応答が以下のとおり行われた。

- 東京都では、統計分析業務に対する公募の説明があったが、最長でどのくらいの期間、統計の業務に携わったことがあるか。
公募の取組は平成16年から実施している。公募にかかわらず、統計部では長くいる職員で10年ぐらい。東京都では、できるだけ色々な部署で活用するというので、例えば、同じ課に引き続き6年以上在職した場合は異動対象となるのが原則。他の部署に行っても統計部に戻ってくる方もいるので、通算すると長い職員はいる一方で、頻繁に変わる職員もいるというのが現状。
- 日本はどちらかというとジェネラリスト志向で、スペシャリストとして同じ人を同じ所属に留める人事をしない傾向にあるが、分野によってはスペシャリストが必要。統計も同様であり、地方自治体や各府省でどのようにするかは重要な問題だが、できるだけスペシャリストを育てる方が良いという考えを基に第3WG意見を述べるのか。
基本計画の中では、統計分野のスペシャリストの養成に関してある程度触れている。基本計画そのものは始まったばかりであり、成果がどの程度出ているかはまだ判断が難しいところだと思うが、専門職員を育てたいという基本理念は持っている。
- 基本計画との関連ではリソースの確保が重要視されてきたが、現状で非常に問題に感じているところ

があればご教示いただきたい。

日本銀行も業務概況書等により人員の総数を抑制する中であって、統計については、統計の種類や業務が増えているという実情があり、統計をしっかりと作っていくために、ここ数年では微増を果している。日本銀行は行政機関ではないが、公的統計を世の中に発表していく上で必要不可欠なリソースを確保している。

東京都では、国勢調査や経済センサスなど、きちんとした信頼性の高い一次統計を作り上げることが主要な責務であり、そのために必要な人員・組織要求を都庁内でいき、確保するように努めているところ。

大阪府でも行政改革により年々職員数の削減が避けて通れない状況ではあるが、その中で必要数の確保ということで、最大限の努力をしている。統計の調査内容が複雑化し、数が増えていく中で、優秀な人材を確保する観点から、人事当局に対して、できるだけ統計調査の業務の内容を理解していただくとともに、関心の高い職員をできるだけ確保していただくよう働きかけを行っている。また、独自の研修として、人事異動後早い段階で統計に関する基礎知識について転入者研修を実施し、各種統計業務に必要なパソコン技術を養成するためのOA研修も行なっている。

(1) 基本計画部会第3ワーキンググループの意見書について

各委員から、資料1に基づき委員提出意見について説明が行われ、その後、質疑応答が以下のとおり行われた。

- evidence-based policy making の概念が何回か出てくるが、それに関わる項目は、例えば、統計法第29条の「協力の要請」や第32条の「調査票情報の二次利用」、あるいは基本計画の第3「5 その他」(1)の「府省間でのデータ共有や提供の推進」のような行政機関相互のことか。政府の政策だと思うが、policy making をどの範囲と考えるのか。

統計法の規定は evidence-based policy making を含めた行政施策の推進の一つとして統計を作ることになっており、社会の情報基盤として統計を作るために必要な規定が盛り込まれている。

evidence-based policy making は色々なところに関係している広い概念とご理解いただきたい。

委員提出意見として書いたが、統計というものがどうして必要なのかということの一つの理由として、やはり evidence-based ではない政策はまずいのではないかと、という意見は広く共有されていると思う。

- 二次利用のことが対社会的なこととして理解されているように思われる。行政外からの二次利用について着目されているようだが、行政内でも当然二次利用があるのではないのか。

行政組織内による二次利用については、統計法施行状況報告の24~26ページに示されており、今回は利用実績という形でまとめられている。また、政策評価において公的統計の利用が行われていることは事実であるが、そこまでは入っていない。

廣松座長から、資料2に基づき、第3ワーキンググループ意見書(案)について説明が行われた。その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 2ページの3(1)に「二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない」という記述があるが、この理由は何か。

制度上は利用可能な調査が制限されているわけではないが、各府省のデータの整備状況等から、現在は限られた統計調査のみのデータが提供されている。それが、現状、匿名データでは4調査、オーダーメイド集計では6調査であって、このような記述になっている。

- 2ページが一番下で「統計調査について順次拡大していく必要がある」と指摘しているが、どのような見通しか。どのような点を解消すれば、二次的利用の対象となる統計調査の範囲が拡大されていくのか。

匿名データについては、データを見ても個体が識別できないようにするためにどの情報を消さなければならぬかという点など、秘匿性の確保にかなりの研究・検討を要する。現在、匿名データについては4統計調査を提供しているが、それは、一橋大学との共同研究等により検討した上で、これであれば匿名データとして提供できるであろうということで開始したもの。今後の見通しについては、現在匿名データを提供している4統計調査以外のものについても秘匿性の確保の検討を進めており、結論が出た段階で提供するデータを拡大していくことになる。

- 利用目的の拡大という議論が出ているが、具体的にはどういう拡大の可能性を念頭に置いているのか。

現状は、オーダーメイド集計については学術研究目的と高等教育目的、また、匿名データについては、それらに加え国際的に比較可能な統計作成目的となっているので、これを拡大するということ。

最初の質問に関して、匿名データについては、一橋大学の研究所を通じた試行的な提供を行った上で4調査が現在提供されているが、提供するときにはかなり慎重にならざるを得ないところもあり、まだ検討段階という調査がいくつかある。今年度中、あるいは来年度くらいには、もう少し数が増えて徐々に拡大していくのではないかと期待している。2番目の利用目的の拡大については、最も広く言われているのは、商用目的はどうするかということだと思う。一足飛びにそこまでいけるかどうかは、法的な意味での検討や技術的な検討も必要だと思う。それと同時に、高等教育ということで、教育目的に関しても限定されており、主として大学院レベルが念頭に置かれているが、学部レベル等の提供に関してどのように考えるか、その点も具体的に検討していただく必要がある課題ではないかと考えている。

- 別添2の「国際統計分野で活躍できる職員」という部分は、2の「施策の施行状況」には記述があるが、3の「現状と課題」や4の「取り組むべき統計整備の方向性」に記述がないように見える。ヒアリングの際にもいろいろな意見が出ており難しいと思うが、4の「方向性」にも記載できないか。

2と3のところでは「国際統計分野」や「国際的な舞台」という表現があるが、4には具体的な表現がないというのはご指摘の通り。高度な専門性を高めることによって、結果として国際的な舞台で貢献できるような方向に持って行きたいという考え方であるが、もう少し具体的に記述を加えた方が良いという意見か。

- ヒアリングで詳しくはお聞きできなかったという気はしているが、アイデアをもっている府省はあるという印象は持った。アイデアがあっても結果としてなおざりになってしまうと、取組が後手に回ってしまうのではないかと懸念がある。4の の後に、「それによって国際的にも活躍できる統計職員の育成にも資する」などを加えてはどうか。
- 基本計画にも「統計の国際的な標準化などの取組に、我が国が積極的に貢献していくためには、諸外国の統計専門家に伍して議論できる人材を育成し、確保することが不可欠となっている」との記

載がある。

- 個人的には、必ずしも全ての分野で日本が遅れているというわけではなく、例えば国際IO等は、日本がかなりイニシアティブを取って実際に作成をした分野であろうと思う。あるいは、現状、日本がイニシアティブを取っている分野は必ずしも多くないかもしれないが、統計の分野でシティグループという、各国のそれぞれの専門家が集まって議論しているグループがある。日本も入っているが、特定の分野の統計の作成等に関して、今後日本がイニシアティブを取っていけるようなこともあり得るのではないかと思う。その意味で、もう少し、4のところの国際的な分野における貢献の表現を少し補足した方がいいのかもしれない。

基本計画にも書かれているとおり、今、統計は国際標準の流れが加速しており、日本がイニシアティブを取るというよりは、日本が参加しないと、日本の実状に合わない国際マニュアル、標準化が進んでしまうという恐れがある。これまでSNAあるいは、いろいろな物価価格の統計等のマニュアル作りには日本の意見が取り入れられているが、ここに来て急激に新しいバージョンに向けて革新が進んでいる。その際、日本の実状をしっかりと海外、世界に向かって伝え、しっかりと書き留めてもらうという交渉が必要。そういったニーズに対して、どうやって国際的な人材を育成していくのかということだろうと思う。国際統計分野の職員が何をしてくるのかということ、やや具体的に「取り組むべき統計整備の方向性」の中に記述することは、一つの案ではないか。

国際性といったときに、 にある専門性の向上が図られているかという点に起因するのではないか。専門性なければ、いくら語学能力が高くても対応できない。

- の専門性向上の部分の中に、国際的な標準化も視野に入れるというようなことを、もう少し具体的に含めて書くということでもいいのではないか。

ご指摘のとおり、2の「施行状況」、3の「施行状況を取り巻く現状と課題」では、「国際統計分野」とか「国際的な舞台で議論をリードできる」という表現があるにもかかわらず、4で表現が抜けていることは事実であるので、国際性についても補足をしていただいた方がわかりやすいと思う。その方向で文章は修文させていただく。

- 5ページの の文言で、「例えば、留学制度の活用、比較的若い研究を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいし、」という部分の趣旨がわかりにくい。
趣旨がもう少し明確となるような文言に修文したい。

(2) その他

上記の「第3ワーキンググループ意見書(案)」に関し、(別添2)の4「取り組むべき統計整備の方向性」に国際性について記載すること及び の文言を修正することとなった。修文は座長に一任されることが了承された。本日の意見を踏まえた意見書を基本計画部会に示すこととなった。

最後に、廣松座長から出席の委員及び各府省・地方公共団体等オブザーバーへの謝意が述べられ、第3ワーキンググループを終了した。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>